

自転車専用道路等について

国土交通省 道路局 路政課

ここは、道路のことについて学ぶ道路大学校。9月に入って新学期が始まりました。

道路に関する法律を勉強する路政科の生徒たちは、今日も一生懸命、道路法について勉強します。

道雄先生

今日の授業を始めます。今日のテーマは「自転車専用道路等」についてです。自転車専用道路は、その名の通り、自転車専用の道路だけれども、「自転車専用道路等」とは何を指すか、ともきくんわかるかな？

ともき（生徒）

はい！自転車専用道路等については、道路法（以下「法」という。）第48条の13から第48条の16までに規定されており、その中でも法第48条の14第2項において、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路を「自転車専用道路等」というとしています。

道雄先生

そうだね。自転車専用道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路（以下「自転車専用道路等」という。）についての規定は、昭和46年の道路法の一部改正により設けられたもので、当時の交通事故の発生の状況をかんがみて、車両の通行に関する規制措置を強化し、それにあわせて自転車専用道路等に関する規定の整備を図ったものなんだ。

ともき

最近でも自転車の事故って多いですもんね。僕もこの前、交差点で自転車に轢かれそうになりました。

道雄先生

そうなんだよ。自転車は危ないから、十分気をつけようね。では、ともきくん、自転車専用道路等は、その名の通り自転車等の専用の道路なわけだが、当該道路の通行の制限については、どのように規定されているかな？

ともき

えーと…法第48条の15において自転車専用道路等の通行の制限の規定が定められています。具体的には、何人もみだりに、①自転車専用道路を自転車による以外の方法により通行してはならない（同条第1項）、②自転車歩行者専用道路を自転車以外の車両により通行してはならない（同条第2項）、③歩行者専用道路を車両により通行してはならない（同条第3項）こととされています。

道雄先生

そうだね。では問題だ。自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路を通行できる車両の種類はそれぞれにかな?

ともき

自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路を通行できる車両は、①自転車、②道路運送車両法施行規則第2条の小型特殊自動車である農耕作業用自動車及びこれに牽引される車両（道路法第48条の15、道路法施行規則第4条の15）です。

道雄先生

うんうん、よくわかっているじゃないか。ちなみに、道路管理のための車両通行等は「みだりに」通行するものではないので通行可能な車両の例外と解されているよ。少し細かいけれど、覚えておこう!

ところで、そもそもなぜ、道路管理者は自転車専用道路等の指定をするのか、ともきくんはわかるかな?

ともき

んー… そうですね。道路交通法はもっぱら交通安全の面から自動車と自転車・歩行者の交通の分離を図るものであって、他の道路等との交差の方法や自転車専用道路等に必要な道路構造に関する規定を設けることができないという制約があるので、道路法においてこれらの規定を設けることとした、ということでしょうか?

道雄先生

そうだね。その他にも、道路管理者が自転車等の専用道路として構造令に従って設計、建設した道路については、道路管理者の自らの供用の意思表示として専用道路に指定するのが当然であるという理由もあったようだよ。指定ができる道路についてだけど、法第48条の13は指定ができる道路をまだ供用の開始のない道路又は道路の部分に限定しているけど、これは既に供用が開始されている道路について自転車専用道路等として指定することは、交通規制権の一態様であり、道路交通法で既に規定するところでもあるため、道路法では、道路管理者があらかじめもっぱら自転車等の通行の用に供する道路として構造上も配慮して建設したものについて、道路管理者の供用意思に基づき指定することとしたものなんだ。

ではともきくん、ここで問題だ。法第48条の13における「道路又は道路の部分」とは、何を指しているだろうか?

ともき

「道路」については、自転車等の通行に供される部分のみで構成された道路であり、それのみで単独の路線となるものです。一方、「道路の部分」は、車道に沿って当該道路の一部として附設されるものをいうのが通常ですが、横断的に指定することもこれと同様に考えられますね。

道雄先生

そうだね。補足すると、法第48条の13第1項において、構造的に他の部分と分離しているものに限られるとされているのは、道路管理者として指定する以上、構造的に専用道路部分を明らかに分離して建設し、当該専用道路における通行の独立性を担保する必要があるからなんだ。ちなみに、区間については、

全路線の一部に限らず、全区間について指定することももちろんありうるよ。

では、また一つ問題を出すよ。さっき自転車専用道路の指定を道路管理者が行うことができることとされたのは、道路管理者の自らの意思表示として専用道路に指定するのが当然であるという理由もあったと言ったけど、この「供用の意思」とはどのように表示することとされているかな？

ともき

法第48条の13第5項によって、自転車専用道路等の指定をしようとする場合はあらかじめ公示をしなければならないこととされています。

道雄先生

おお、よく条文を読んでいるじゃないか！その通りだ。供用の意思は、自転車専用道路等の指定の公示により明らかにされている必要があるね。また、道路管理者は自転車専用道路等の解除を行おうとする場合にも、自動車専用道路の場合と同様その旨をあらかじめ公示する必要があるよ。

ともき

なるほど。では逆に、自動車専用道路の指定又は解除と手続的に異なる点はなんなのでしょうか？

道雄先生

いい質問だね。自動車専用道路の指定又は解除と手続的に異なる点は、法第48条の13第4項において、道路管理者は自転車専用道路等の指定又は解除をしようとするときは、当該道路又は道路の部分の存する市町村を統括する市長村長に協議しなければならないこととされていることだね。自転車専用道路等がその利用について地域の利害と特に関係が深いため、そのような規定が定められているんだ。

ともき

ちなみに、協議が調わない場合はどうなるんでしょうか？

道雄先生

協議が調わない場合には、その指定又は解除はできないんだ。では次に、自転車専用道路等と他の道路や軌道など（以下「道路等」という。）の交差については、どのように規定されているかな？

ともき

道路等との交差等については、法第48条の14に規定されており、道路管理者が自転車専用道路等を道路等と交差させようとする場合又は道路等の管理者が道路等を自転車専用道路等と交差させようとする場合には、当該自転車専用道路等の安全な交通が確保されるよう措置しなければならないとされています。

道雄先生

そうだね。自動車専用道路と他の道路等との交差は、法第48条の3において原則として立体交差とされているけれど、自転車専用道路等については、立体交差まで義務づけるのは難しいことから、当該自転車専用道路の安全な交通が確保されるよう措置するという一般規定にとどめられているんだ。

ともき

わかりました！

あ、一つ質問してもいいでしょうか？法第48条の16は、自転車専用道路等の通行の制限の違反違反行為に対する是正措置について定めていますが、「通行の中止その他交通の危険防止のための必要な措置」というのは具体的にどのような措置なのでしょうか？

道雄先生

法第48条の15第1項から第3項の規定に違反している者に対しては、道路管理者は通行の中止その他交通の危険防止のための必要な措置として、道路外への退去、車両等の除去等を命ずることができるよ。

ちなみに、この措置命令は、自動車専用道路における措置命令と同様、速やかな措置を行う必要があるため、実際道路の管理に当たる道路監理員に行わせることができる（法第71条第5項）んだ。

また、第48条の16の措置命令に違反した者に対して、道路管理者又は道路監理員は、通行の中止等を強制する権限は持たないけれど、違反した者には法第103条の規定による罰則の適用があり、50万円以下の罰金に処されるよ。しっかり覚えておこう！

では、今日の授業はここまで。季節の変わり目で気候が安定しないけれど、体調には気をつけること！

ともき

わかりました！バランスの取れた食事を摂るように心がけますね！

※この物語はフィクションです。登場人物、団体等、実在のものとは一切関係ありません。